

2 「運輸安全マネジメント制度」とは

2.1 「運輸安全マネジメント制度」の背景・経緯

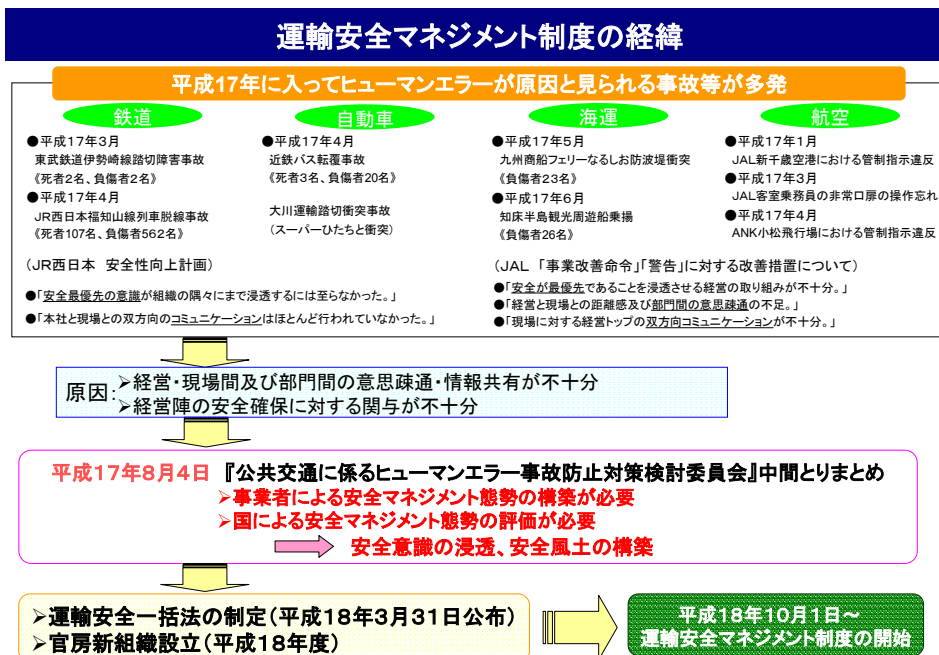
平成17年に入って、鉄道、自動車、海運、航空で、事故や安全をおびやかすトラブルが相次いで発生しました。これらの事故・トラブルの多くに共通する原因として、いわゆるヒューマンエラーと事故との関連が指摘されています。



このため、国土交通省では、平成17年6月に「公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会」を発足させ、民間の有識者を交え検討を進め、その結果、次の2つの大きな方向性を取りまとめました。

- ① 事業者自らが安全管理体制を構築すること。
- ② 国による安全管理体制の評価を行うこと。

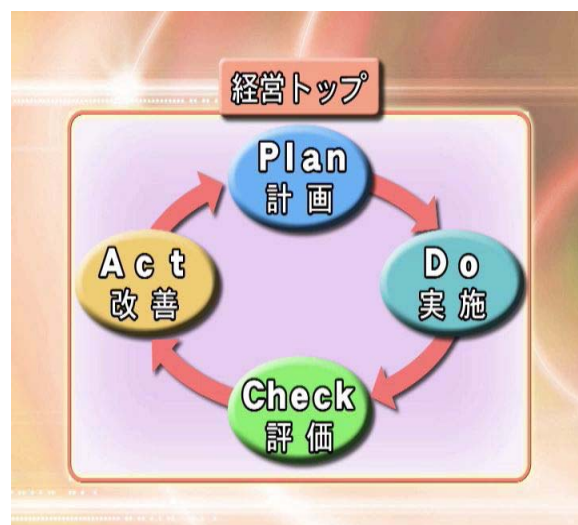
これを受け、国土交通省では、必要な法律改正に着手し、その結果、平成18年3月に、「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案」（運輸安全一括法）が国会で衆参両院とも全会一致で可決・成立し、この年の10月から施行され、あわせて「運輸安全マネジメント制度」がスタートしたのです。



2. 2 「運輸安全マネジメント制度」の概要

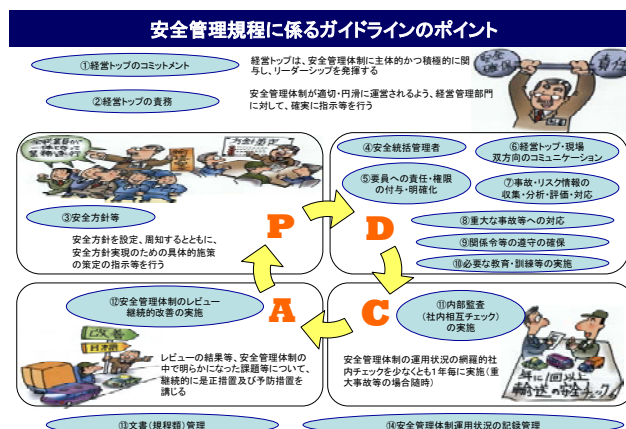
「運輸安全マネジメント制度」は、鉄道、自動車、海運、航空の各運輸事業者自らが経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制を構築し、その状況を国が「運輸安全マネジメント評価」を実施し、助言をするもので、国と事業者がともに運輸事業の安全性を高めようという、従来の行政手法になかった新たな制度です。

運輸事業者自らが構築する安全管理体制では、経営トップの主導のもと、図のようなPDCAサイクルを適切に機能させます。PDCAサイクルとは、計画に基づき実施し、それを評価して改善に結びつけ、その結果をさらに次の計画に活かすという仕組みです。運輸事業者は、このサイクルに基づいて、安全の取組みを繰り返しながら徐々にスパイラルアップ（継続的改善）させることが求められています。



運輸安全マネジメント評価は、3名程度の職員が1～2日間の日程で運輸事業者の本社等に出向き、経営トップをはじめとする経営陣の皆様から、安全管理体制の構築・改善の状況について直接インタビューを行い、関係書類を確認することにより、事業者の安全管理体制が適切に作られ、それがシステムとして適切に運用しているかどうかについて、「安全管理規程に係るガイドライン」に規定されている14項目に基づき確認し、優れた点については褒め、改善すべき点については、改善に向けたやり方などを適宜助言するというものです。

実際の運輸安全マネジメント評価では、例えば、



(ア) 輸送の安全に関する方針を定め、社内周知しているか

(イ) 安全重点施策（安全目標など）の達成状況を把握し、見直し・改善するための仕組みを作り運用しているか

(ウ) 事故やヒヤリ・ハットなどの情報を収集し活用する仕組みを作り運用しているか

(エ) 内部監査の仕組みを作り運用しているか

(オ) 安全管理体制の見直しのための仕組みを作り運用しているかなどについて、関係者に対するインタビューや関係書類などで確認し、評価するもので、各輸送モードに共通したやり方で実施しています。



運輸安全マネジメント評価の様子

(運輸安全マネジメント評価の日程例)

(2日間評価の場合)

評価1日目		評価2日目	
13:10	オープニングミーティング	10:00	監査部長インタビュー
13:30	トップインタビュー	11:00	関係書類確認
14:30	安全統括管理者インタビュー	12:00	評価チーム内部打合せ
16:00	安全推進部長インタビュー	15:00	クロージングミーティング
17:30	初日終了	15:30	評価終了

2. 3 「運輸安全マネジメント制度」に関する2年間を振り返って

平成18年10月以降、2年間、国土交通省では、運輸安全マネジメント制度推進に向け、様々な取り組みを行ってきました。以下、その概要をご紹介します。

(1) 運輸安全マネジメント評価の継続的实施

国土交通省大臣官房運輸安全監理官室（以下「運輸安全監理官室」といいます。）では、平成18年10月から大手や社会的に影響の大きい運輸事業者を対象として、運輸安全マネジメント評価を開始し、平成19年10月からは、2回目の運輸安全マネジメント評価を開始しています。

一方、各地方運輸局等においても、平成19年度から本格的に、各地方運輸局管内に所在する運輸事業者を対象として、運輸安全マネジメント評価を実施しています。

これら運輸安全マネジメント評価の実施結果概要は後述いたします。

（4を参照）

(2) 運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・定着

本制度は、事業者自らが本制度のコンセプトを理解し、納得し、安全性の向上に向け高い意識を持って積極的に取り組むことで、初めて輸送の安全性の向上が図られるものです。このため、本制度のコンセプトの浸透・定着に努めることが重要です。

これまで、国土交通省では、運輸安全シンポジウム、説明会等を逐次開催するとともに、政府広報番組の放映（3本）、評価の様子などをわかりやすく再現したDVDの作成・配布、関連パンフレット等の刊行・周知等を行ってきたところです。



H20.3.5 運輸安全シンポジウムで挨拶する冬柴国土交通大臣（当時）



運輸安全マネジメント制度再現DVD映像

(3) 安全管理体制の構築・改善に係る取組みに対する支援

これまで実施した運輸安全マネジメント評価では、事業者における安全管理体制の構築・改善に向けた取組みの中には、マネジメントシステムの観点から未だ十分でないものが見受けられました。また、事業者からは、「国においても、セミナーなどの開催、他の事業者の優れた取組み事例の周知・紹介など、事業者をサポートして欲しい。」という声が多く寄せられています。

このため、これら取組みに係る事業者への支援のための施策を推進する必要があります。これまで、内部監査やリスク管理等の各種参考資料の作成・配布等を行うとともに、評価を通じて得られた各種情報の集積・整理・分析等を行い、他の事業者の参考となる優れた取組み事例について積極的に水平展開を図るなどの措置を講じています。

また、多くの事業者が取組み途上である輸送の安全に関する情報（事故、ヒヤリ・ハット情報等）の収集・活用の仕組み（以下「輸送の安全に係るリスク管理」といいます。）について、現在、事業者が活用可能な輸送の安全に係るリスク管理のモデルに関する取組みを進めています。

さらには、「安全管理規程に係るガイドライン」や「内部監査」をはじめ、安全管理体制を構築・改善する上で必要となる実務クラスの知識を深めて頂くため、平成20年8月から少人数制の運輸安全セミナーを開催しています。

(4) 運輸安全マネジメント評価に係る技量の向上と体制の充実

公正かつ適切な評価の実施は、これら業務に従事する職員（以下「評価員」。）のインタビュー技法等の力量に委ねられるといっても過言でないことから、評価員の評価に関する力量の充実・強化を図ることが必要です。

このため、大臣官房運輸安全監理官付運輸安全調査官（以下「運輸安全調査官」といいます。）に対し、運輸安全マネジメント研修のほか、ISO9001審査員補研修、ISO内部監査員研修等のマネジメントに関する研修などを実施しています。

また、評価員となる地方局の職員に対しては、運輸安全マネジメント研修を受講させるほか、OJTを兼ね、逐次、本省評価への立会や運輸安全調査官との合同評価を実施しているところです。



ISO9001 研修の様子

(5) 運輸安全マネジメント制度の継続的改善

運輸安全監理官室では、運輸安全マネジメント制度自体の継続的改善を図るため、評価を実施した運輸事業者の皆様に対し、評価終了の都度、任意のアンケート調査を実施し、また、評価を実施した運輸事業者の安全統括管理者の皆様と大臣官房運輸安全政策審議官との意見交換会を随時開催しています。

運輸安全監理官室では、これらの活動を通じ得られた、運輸安全マネジメント制度に対する感想・意見・要望等を収集・整理し、逐次、評価手法や評価員教育の見直し等を実施しています。

また、未だ評価を実施していない多くの運輸事業者の安全管理体制の構築・改善の状況を把握するため、平成20年2月から3月までの間、安全管理体制に関する一斉調査を実施したところであり、本調査の結果を今後の運輸安全マネジメント制度を推進する上で参考とすることとしています。